

- 6 1市2町の各種イベント等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。

22 公の施設の取扱い

公の施設の設置・管理等については、原則として現行のとおり引き継ぎ、新市において必要に応じて調整する。

23 その他（各種事務事業の取扱い）

23-1 広聴広報・情報公開関係

1 広聴広報

- (1) 広報紙、ホームページについては、合併時までに調整し、新市において新たに発行・作成する。
- (2) 相談業務等については、合併時までに調整し、統一する。
- (3) ケーブルテレビ放送については、合併時までに調整、統一し、オフネットワーク通信については、新市において調整する。

2 情報公開

情報公開については、合併時までに調整し、統一する。

3 個人情報保護

個人情報保護については、合併時までに調整し、統一する。

23-2 コミュニティ関係

1 自治会組織

- (1) 自治会の区域、名称については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 連合組織については、統合できるよう調整に努める。
- (3) 活動補助金については、委託事務等の見直しを図り、新市において速やかに統一する。

2 地縁団体

地縁団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。